

事業主の皆さま、ご協力をお願いします

平成28年1月から、雇用保険の届出にはマイナンバーの記載が必要です。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

マイナンバーの記載が必要になる届出・申請書など

◆マイナンバーの記載が必要な届出・申請書などは次のとおりです。

- ① 雇用保険被保険者資格取得届
- ② 雇用保険被保険者資格喪失届
- ③ 高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書※
- ④ 育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書※
- ⑤ 介護休業給付金支給申請書※

（※） ※印の申請書については、本人が提出することも可能ですが、原則として、事業主からの提出をお願いします。事業主から提出する場合には、事業主において、本人の個人番号確認や身元（実在）確認を行ってください。

雇用保険被保険者資格取得届

マイナンバーの記載ができなかった場合は？

◆事業主は、雇用保険法に基づき雇用保険手続の届出に併せてマイナンバーを届出ることが義務付けられており、従業員にも、このことを説明の上、マイナンバーの記載をお願いします。

※従業員拒否などにより、記載が困難な場合は、マイナンバー記載欄が空欄でも届出などは受理します（法令で定められた期限内での届出をお願いします）。

◆旧様式を使用する場合や、新様式を使用する場合であっても何らかの理由により個人番号を記載できない場合には、「個人番号登録・変更届出書」により個人番号を提出してください。

個人番号登録・変更届出書

マイナンバーの記載がある届出書類を郵便で送付する場合は？

◆郵便での届出を行う場合は、できるだけ追跡可能な書留郵便などの方法で届出をお願いします。普通郵便でも受理しますが、紛失などの事故があった場合、どの時点の事故か確認ができません。

磁気媒体届出書作成プログラムで届出を行う場合は？

◆磁気媒体届出書作成プログラムを使って届出を行う場合は、媒体データパスワード設定プログラムで任意のパスワードを設定の上、届出をお願いします。

